



サンフランシスコ日本語補習校

学校の心得・規則



目 次

幼小部：生活のきまり（学校生活の約束）	3
小学部：学習のきまり	5
中高部サンフランシスコ校：生活のきまり	6
中高部サンフランシスコ校：学習のきまり	10
中高部サンノゼ校：生活のきまり	11
中高部サンノゼ校：学習のきまり	15
保護者、幼児・児童・生徒心得	16
義務及び違反行為について	20
義務及び違反行為について付則	24



幼小部：生活のきまり（学校生活の約束）

1. 借用校から示されている使用条件を前提に、教室や校庭等の使用が認められています。この使用条件には、様々な使用上の留意事項が盛り込まれています。したがって、これからの借用が保証されていくためには、次の約束を守っていかなければなりません。
 - ① 教室内に先生がいない時は、勝手に入らない。
 - ② 建物内外の借用校教師・児童の品物、掲示物、備品にはぜったいに手を触れない。学校建物（窓ガラス、壁等）・器材を破損した場合は必ず報告し、適切な指導を受ける。破損した物品・器材については、原則として当事者の実費負担とする。
 - ③ 建物内（教室・通路）では、走ったり、ボール遊びや飲食をしたりしない。
 - ④ 机、いす、壁などには落書きをしない。
 - ⑤ 校庭、教室を汚さない。（落ちているゴミ、自分で出したゴミの始末など、常に借りている学校内の美化に気をつける。）
 - ⑥ 机、いす等は原則として移動しない。やむを得ず移動した場合は、必ず元の場所に戻しておく。
 - ⑦ 身の回りを点検し、学習用具・衣服・弁当箱等を置き忘れない。

2. 集団による充実した学習及び学校生活を営むためには、他人に迷惑をかけないことなど、自覚と節度ある行動が必要となってきます。次の約束は基本的なものです。
 - ① 友だちと仲良く過ごし、差別・暴力・いじめのない生活をする。
 - ② 学習や活動に進んで参加し、一生懸命勉強する。
 - ③ 休み時間は、外へ出て元気に遊ぶ。（校舎内・教室には残らない。）
 - 雨天時は先生の指示に従う。
 - ④ 飲食は昼食時のみとし、決められた場所以外では禁止する。
 - ⑤ 学習や活動に関係のない物品・お金・貴重品・玩具・危険物等は持ってこない。
 - ⑥ 遅刻・早退時の幼児・児童の引き渡し・引き取りは必ず担任立会の下に行う。



3. 目的をしっかり持ち、自分のためになる授業にしていきたいというのは、お互いの願いです。
この願いは、お互い尊重されなければなりません。
次の約束は、秩序正しい授業のための基本的なものです。
 - ① 始業のベルがなったら、すみやかに教室にもどる。
 - ② 保育・授業中、教室から出るときは、許可証を持つ。
 - ③ 保育・授業に関係のないこと、他の人の妨げになることはしない。

4. 上記のきまりが守れない幼児・児童に対しては、本人が責任を負う形で指導をしていきます。
その手順は、次のようにします。
 - ① きまりに違反した幼児・児童は、担任及び他の先生の指導（事後処理及び反省、今後の方向等）を受ける。また、保護者に連絡する。
 - ② 度重なる幼児・児童は、次のいずれかの方法で指導する。
 - 保護者にも学校・事務局に来てもらい、幼児・児童とともに面談し、指導の方向を決定する。
 - 校長（教頭、主幹）等と面談し、懲戒（訓告・停学等）を含め指導する。
 - ③ 再三注意されてもきまりが守れない幼児・児童、または、重大な問題行動を起こした幼児・児童には、保護者とも相談のうえ、校長が別途規定により懲戒（停学・退学）も含め処分の方向を決定する。



小学部：学習のきまり

1. ベルがなったらすぐ教室に向かう
2. 鉛筆は家で削って用意しておく
3. 授業中は姿勢を正しく
4. 名前を呼ばれたら「はい」と返事を
5. 発表は手を挙げて大きな声で
6. 先生や友達の言うことは最後までしっかり聞く
7. 無駄なおしゃべりはしない
8. わからないことはすすんで質問する
9. 大切なことはメモをとる
10. 忘れ物をしない
11. 授業の始め 終わりには あいさつを

以上を「学習の約束」とし、生活指導の重点目標・学習指導の目やすとして指導の徹底を図っていくようにする。



中高部サンフランシスコ校：生活のきまり

日本語補習校では、限られた諸条件の中にあって、より豊かな学校生活の維持、向上を図るために次の生活のきまりが設けられています。

1. 挨拶・日本語使用についての基本的なきまりです。

- ① 補習校は「日本語」で学習する学校であるため、学校では授業中、授業外を問わず日本語で話す。英語は使用しない。
- ② 先生方、来校の保護者や来客にはきちんと声に出して挨拶する。
- ③ 職員室(事務・養護)入室の際には、「失礼します。○年△組のXXXXです。」と挨拶し、用件を言ってから入る。退出の時は「失礼しました。」と言って退出する。
勝手に入室して先生方の席からものを取らず、職員室にいる先生方の指示に従う。

2. 借用校との事前の同意を条件に、教室使用が認められています。この事前の同意には、様々な教室使用の約束が盛り込まれています。したがって、これからの借用が保証されていくためにも次のきまりは必ず守らなければなりません。

- ① 建物内外の現地校教師・生徒の品物、掲示物、備品には手を触れない。
- ② 教師のいない教室には、絶対に生徒だけで入らない、残らない。
- ③ 机、いす、壁などには落書きなどをせず、汚さない。
- ④ 教室内での遊び、飲食はしない。
 - 食事の時間は昼休みとし、所定の場所のみ。
 - ガムの持ち込みは禁止。
 - 下校時も迎えの車に乗るまでは飲食は禁止。
- ⑤ 校庭、教室を汚さない。(落ちているゴミ、自分で出したゴミの処理など、常に借りている学校内の美化を心がける。)
- ⑥ 机、いす等を移動した場合は、必ず元の場所に戻しておく。

その他、身の回りを点検し、学習用具・衣服・弁当箱等を置き忘れないよう注意する。



3. 借用施設の関係でいろいろな活動が制限されています。また、昼休みのスポーツ活動も制限されています。安全の上からも次の約束を守ってください。
- ① 許可されている種目は、原則として、バスケットボール、ドッジボール、バレーボール、サッカーとする。
 - ② ボールは家庭から持ってこない。学校のボールを使用する。ボールは職員室（事務・養護）まで申し出て借りる。（ボールは許可されている種目の範囲内で学校が用意する。）
 - ③ 許可された場所以外でのスポーツ活動はしない。（危険、施設破損防止のため）
 - ④ 雨天時の昼休みのみトランプなどのカード遊びを許可する。ボールと同様に職員室（事務・養護）まで申し出て借りる。
 - ⑤ 学校から借りたボールなどの紛失は自己負担とする。
4. 集団による充実した学習及び学校生活を営むためには、他人に迷惑をかけないこと等、自覚と節度ある行動が必要となってきます。次のきまりは必ず守ってください。
- ① 学習に関係のない物品・多額のお金・貴重品・危険物（ガン・ナイフ・及びその類似品等）等の持参は禁止する
 - カメラ・ゲーム類・化粧品類（リップを除く）などは持ってこない。
 - 携帯電話は校内での使用を禁止（全校朝礼集合場所の前で電源を切ってかばんにしまい、下校時は校舎の外にでるまで出さない）とし、緊急時は職員室で電話を借りて連絡をする。
 - 校内では、漫画を出したり見たりしない。貸し借りを目的とする場合は、校舎の外で行うこと。図書室で許可されている漫画本は読書タイムに読むことができる。
 - 英語の本、現地校関連の本などは持ってこない。
 - きまりが守れない場合はこれらの物品を一時預かり所定の方法で処置する。
 - * 預かり物品の保管と処置
 - 物品は学校で預かり、きまりについて十分理解させた上で本人に返却する。
 - 度重なる場合は、一時預かった物品は、保護者を通じ返却する。その際は、2週間たっても返却依頼がない場合は、処分するものとする。
 - **危険物を所持していた場合は州の法律に準じた処置をする。**



- ② 欠席、遅刻、早退は、ポータルで連絡する。遅刻、早退の場合の出入りは、職員室で氏名、理由、保護者のサインをノートに記入の上行う。
- ③ 校地外に出ることは、許可のある場合を除き厳禁とする。
- ④ 学校建物（窓ガラス・壁等）・器材を破損した場合は必ず報告し、適切な指導を受ける。破損した物品・器材については、原則として当事者の実費負担とする。

5. 服装については以下のとおりです。

- ① 生徒は、清潔で安全性があり、本校の教育方針に即した服装をする。
 - 転びそうになるほどの高い上げ底靴は避ける。
(特に後にストラップのないサンダル等での登校は安全面を考慮し、禁止とする。)
- ② 着用衣類や持ち物については、攻撃的なメッセージや言葉、あるいはギャングの象徴となるような言葉が入っている衣類を着用したり、所持したりしてはならない。
- ③ みだりに肌が露出するような衣類を着用しない。変質者等の被害にあわないよう、衣類に十分気をつけること。
 - 肩にかかる部分が1インチ以下のものは避ける。
 - 片方の肩が露出するタイプのものは避ける。
 - おへそが出るものは避ける。
 - 下着が見えそうな短いスカートや下げパンは避ける。
 - 下着が見える透けた素材の服は避ける。
- ④ 授業や学校行事等においては、その目的に即した服装で参加する。
 - 授業中や集会の時には帽子やフードの着用は避ける。
- ⑤ 上記以外の不適當と思われるものについては、その都度主幹に相談し学校の指示を仰ぐ。

6. 目的をしっかり持ち、自分のためになる授業にしていきたいというのは、お互いの願いです。

この願いは、お互い尊重されなければなりません。次の約束は、秩序正しい授業のための基本的なものです。

- ① 授業に遅れた場合は、まわりに迷惑にならないように静かに着席する。
- ② 授業中教室を離れるときは、教科担任の許可を得、許可証を持っていく。
- ③ 授業を真剣に受け私語・手遊びは慎み、授業に関係のないこと、他の生徒の妨げになる立ち歩きなどはしない。



7. 通学手段については、以下の通りです。

- ① 生徒自身の運転による自動車通学は禁止。
- ② 公共交通機関による通学は原則禁止だが、高等部についてのみ、申請することで許可されることがある。

8. 上記のきまりが守れない生徒に対しては、本人が責任を負う形で指導をしていきます。その手順は、以下のとおりです。

- ① きまりに違反した生徒は担任及び他の先生の指導（事後処理及び反省、今後の方向等）を受ける。
- ② 度重なる生徒は、次のいずれかの方法で指導する。
 - 保護者に連絡し、家庭においても厳重に注意してもらう。
 - 保護者にも学校・事務局に来てもらい、生徒とともに面談をし、指導の方向を決定する。
 - 校長（教頭）等と面談し、懲戒（訓告・停学等）を含め指導の方向を決定する。
- ③ 再三注意されてもきまりが守れない生徒、または重大な問題行動をおこした生徒には、保護者とも相談のうえ、校長が別途規定により懲戒（停学・退学）も含め処分の方向を決定する。

9. 学校訪問については以下のとおりです。

本校の転出者・卒業生・修了生で、帰国・転居等のあいさつなど、理由が明確なもの。原則として、事前に事務局を通して許可を受ける。時間は、特別な場合を除き、昼休みのみとする。



中高部サンフランシスコ校：学習のきまり

各自日本語補習校で学ぶ目的をしっかりと持ち、自分のためになる授業にしていく。

また、授業中、休み時間を問わず学校では日本語を使用することが絶対の前提です。

(なぜ・なんのために日本語補習校に通ってくるのかをはっきりさせて、授業に臨むこと)

〔日本国内の標準的な規則に基づいた日本語補習校の規則です〕

1. 授業開始時刻になったら、机の上に教科書・ノートを用意し、先生を待つ。
 - 授業に関係ないものは、机に出しておかない。
2. 当番は黒板・ホワイトボードを常にきれいにしておくこと。
3. 授業の始め、終わりは当番の号令により起立し、あいさつをきちんとする。
4. 授業中は姿勢を正し、指名されたら「ハイ」という返事をする。
5. 自分の意見を述べる時、質問等に答える時は原則的には起立する。
但し、教科・教科内容によっては違う場合があるので、教科担任の指示に従うこと。
6. 先生や級友の言うことを、最後までしっかり聞くようにする。
7. 私語等は慎み、授業に関係のないことは絶対にしない。
8. 授業を真剣に受け、他の人の妨げにならないようにする。
9. 授業に遅れた時には、入室する時にその理由を先生に話す。
10. 授業中にトイレ・保健室に行くときは、教科担当の先生の許可を得て、許可証を持っていく。
11. わからないことは、進んで質問するように心掛ける。
12. 大切なこと・板書は学習ノートにきちんと記録しておく。
13. 忘れ物をしないように注意する。忘れた時は担任（教科）に連絡する。
14. 携帯電話、iPod等の電子機器はゲートで電源を切り、ヘッドフォン、イヤフォン等と共にバッグバッグにしまう。
 - 授業と授業の間の休み時間は、次時の学習の準備をするためのものです。
トイレ・大事な用事以外は、教室を出ないで次時の用意をすること。
 - 休み時間は、特に教室の備品等の取り扱いには注意すること。



中高部サンノゼ校：生活のきまり

日本語補習校では、限られた諸条件の中にあつて、より豊かな学校生活の維持、向上を図るために次の生活のきまりが設けられています。

1. 挨拶・日本語使用についての基本的なきまりです。

- ① 補習校は「日本語」で学習する学校であるため、学校では授業中、授業外を問わず日本語で話す。英語は使用しない。
- ② 先生方、来校の保護者や来客にはきちんと声に出して挨拶する。
- ③ 職員室(事務・養護)入室の際には、「失礼します。○年△組のXXXXです。」と挨拶し、用件を言ってから入る。退出の時は「失礼しました。」と言って退出する。
勝手に入室して先生方の席からものを取らず、職員室にいる先生方の指示に従う。

2. 借用校との事前の同意を条件に、教室使用が認められています。この事前の同意には、様々な教室使用の約束が盛り込まれています。したがって、これからの借用が保証されていくためにも次のきまりは必ず守らなければなりません。

- ① 建物内外の現地校教師・生徒の品物、掲示物、備品には手を触れない。
- ② 教師のいない教室には、絶対に生徒だけで入らない、残らない。
- ③ 机、いす、壁などには落書きなどをせず、汚さない。
- ④ 教室内での遊び、飲食はしない。
 - 食事の時間は昼休みとし、指定された場所でのみ。
 - ガムの持ち込みは禁止。
 - 下校時も迎えの車に乗るまでは飲食は禁止。
- ⑤ 校庭、教室を汚さない。(落ちていたゴミ、自分で出したゴミの処理など、常に借りている学校内の美化を心がける。)
- ⑥ 机、いす等を移動した場合は、必ず元の場所に戻しておく。

その他、身の回りを点検し、学習用具・衣服・弁当箱等を置き忘れないよう注意する。



3. 借用施設の関係でいろいろな活動が制限されています。また、昼休みのスポーツ活動も制限されています。安全の上からも次の約束を守ってください。
- ① 許可されている種目は、原則として、バスケットボール、ドッジボール、バレーボール、サッカー(パス・リフティングなど危険のないもの)、バドミントン等、学校で用具を準備しているものとする。その他の種目がスポーツ大会の種目となった場合のみ、その種目については再検討することとする。
 - ② **ボール、その他の用具は家庭から持ってこない。** 学校の用具を使用する。
(用具は許可されている種目の範囲内で学校が用意する。)
 - ③ 許可された場所以外でのスポーツ活動はしない。(危険、施設破損防止のため)
 - ④ 昼休みのみトランプ、将棋などの用具を使用した遊びを許可する。スポーツ用具と同様にして職員室で借りる。
 - ⑤ 用具の紛失及び破損は自己負担とする。
4. 集団による充実した学習及び学校生活を営むためには、他人に迷惑をかけないこと等、自覚と節度ある行動が必要となってきます。次のきまりは必ず守ってください。
- ① 学習に関係のない物品・多額のお金・貴重品・危険物(ガン・ナイフ・及びその類似品等)等の持参は禁止する
 - **カメラ・ゲーム類・化粧品類(リップを除く)などは持ってこない。**
 - **携帯電話は校内での使用を禁止(ゲートの外で電源を切ってかばんにしまい、下校時のゲートの外まで出さない)**とし、緊急時は職員室で電話を借りて連絡をする。
 - 校内では、**漫画を出したり見たりしない。**貸し借りを目的とする場合は、校外で行うこと。図書室で許可されている漫画本は、昼休みに**図書館の前**で読むことができる。(授業時間中の教室内への持ち込みは、禁止。)
 - 英語の本、現地校関連の本などは持ってこない。
 - きまりが守れない場合はこれらの物品を一時預かり所定の方法で処置する。
 - * 預かり物品の保管と処置
 - 物品は学校で預かり、きまりについて十分理解させた上で本人に返却する。
 - 度重なる場合は、一時預かった物品は、保護者を通じ返却する。その際は、2週間たっても返却依頼がない場合は、処分するものとする。
 - **危険物を所持していた場合は州の法律に準じた処置をする。**



- ② 欠席、遅刻、早退は、ポータルで連絡する。遅刻、早退の場合の出入りは、保護者とともに職員室へ行き、氏名、理由を記入し、保護者が署名する。
- ③ 9時までの遅刻
 - ・ 8時40分（登校時間）を過ぎての登校は遅刻とする。
 - ・ 8時40分～9時に登校した場合、校門でサインをしてから教室または朝会場所へ行く。
 - ・ 事前に届け出のない遅刻が度重なった場合、段階を追った指導を受ける。
 - ・ 9時以降に登校した場合は、保護者と職員室に行き、上記4の②を行う。
- ④ 校地外に出ることは、許可のある場合を除き厳禁とする。
- ⑤ 学校建物（窓ガラス・壁等）・器材を破損した場合は必ず報告し、適切な指導を受ける。破損した物品・器材については、原則として当事者の実費負担とする。

5. 服装については以下のとおりです。

- ① 生徒は、清潔で安全性があり、本校の教育方針に即した服装をする。
 - 転びそうになるほどの高い上げ底靴は避ける。
(特に後にストラップのないサンダル等での登校は安全面を考慮し、禁止とする。)
- ② 着用衣類や持ち物については、攻撃的なメッセージや言葉、あるいはギャングの象徴となるような言葉が入っている衣類を着用したり、所持したりしてはならない。
- ③ みだりに肌が露出するような衣類を着用しない。変質者等の被害にあわないよう、衣類に十分気をつけること。
 - 肩にかかる部分が1インチ以下のものは避ける。
 - 片方の肩が露出するタイプのものは避ける。
 - おへそが出るものは避ける。
 - 下着が見えそうな短いスカートや下げパンは避ける。
- ④ 授業や学校行事等においては、その目的に即した服装で参加する。
 - 授業中や集会の時には帽子やフードの着用は避ける。
- ⑤ 上記以外の不適當と思われるものについては、その都度主幹に相談し学校の指示を仰ぐ。



6. 目的をしっかり持ち、自分のためになる授業にしていきたいというのは、お互いの願いです。この願いは、お互い尊重されなければなりません。次の約束は、秩序正しい授業のための基本的なものです。
- ① 授業に遅れた場合は、まわりに迷惑にならないように静かに着席する。
 - ② 授業中教室を離れるときは、教科担任の許可を得、許可証を持っていく。
 - ③ 授業を真剣に受け私語・手遊びは慎み、授業に関係のないこと、他の生徒の妨げになる立ち歩きなどはしない。
7. 生徒自身の運転による自動車通学は禁止しています。徒歩、自転車、公共交通機関による通学は原則禁止ですが、高等部についてのみ、申請することで許可される場合があります。
8. 上記のきまりが守れない生徒に対しては、本人が責任を負う形で指導をしていきます。その手順は、以下のとおりです。
- ① きまりに違反した生徒は担任及び他の先生の指導（事後処理及び反省、今後の方向等）を受ける。
 - ② 度重なる生徒は、次のいずれかの方法で指導する。
 - 保護者に連絡し、家庭においても厳重に注意してもらう。
 - 保護者にも学校・事務局に来てもらい、生徒とともに面談をし、指導の方向を決定する。
 - 校長（教頭）等と面談し、懲戒（訓告・停学等）を含め指導の方向を決定する。
 - ③ 再三注意されてもきまりが守れない生徒、または重大な問題行動をおこした生徒には、保護者とも相談のうえ、校長が別途規定により懲戒（停学・退学）も含め処分の方向を決定する。
9. 学校訪問については以下のとおりです。
- 本校の転出者・卒業生・修了生で、帰国・転居等のあいさつなど、理由が明確なもの。原則として、事前に事務局を通して許可を受ける。時間は、特別な場合を除き、昼休みのみとする。



中高部サンノゼ校：学習のきまり

1. 授業終了時、机の上に次の授業の教科書・ノートを用意する。
 - 授業に関係ないものは、机に出しておかない。
2. 当番は黒板・ホワイトボードを常にきれいにしておく。
3. 予鈴がなったらすぐに教室にもどり、決められた席に着席し勝手に移動しない。
4. 授業の始め、終わりは当番が前に出て「起立、気をつけ、礼」の号令をかけ、あいさつをきちんとする。
5. 出席をとっている時は、必ず「ハイ」と返事をする。
6. 授業中は姿勢を正し、教師の指示に従う。
7. 自分の意見を述べるときや質問等に答える時は、静かに挙手し、指名されたら「ハイ」と返事をして発言する。
8. 先生や級友の話を、最後までしっかり聞くようにする。
9. 授業を真剣に受け、私語や立ち歩き等の他の人の学習の妨げになることは絶対にしない。
10. 遅刻した時には、まわりに迷惑がかからないように静かに着席する。
11. 授業中にトイレ・保健室に行くときは、教科担当の先生の許可を得て、許可証を持っていく。
12. わからないことは、進んで質問するように心掛ける。
13. 大切なこと・板書はノートにきちんと記録しておく。
14. 忘れ物をしないように注意する。忘れた時は担任・教科担任に申し出る。
15. 携帯電話、iPod等の電子機器はゲートで電源を切り、ヘッドフォン、イヤフォン等と共にバッグバッグにしまう。
 - 授業と授業の間の休み時間は、次時の学習の準備をするためのものです。トイレ・大事な用事以外は、教室を出ないで次時の用意をすること。
 - 在校中、机といす以外の教室の備品等には、絶対に触らないこと。



保護者、幼児・児童・生徒心得

A. 校舎借用の現状

1) 校舎借用上の問題

現在使用中の校舎は、毎年市の教育局と交渉し、市の会計年度に合わせて秋から翌年の初夏まで（夏期集中学習の期間は別途交渉）の使用権を得ているが、市の財政事情や教育方針などにより予想以上の賃料値上げを通知される恐れがあるばかりでなく、前もって1年以上の長期にわたる借用の保障が得られないため本校の運営は極めて不安定な状態にある。

2) 地域（住民）への配慮

一週間に一度集まっては散会していく子どもたちとその送迎の車の群れに、土曜日の折角の休息が邪魔されたという苦情が再三寄せられた。幸い市の教育局からは好意的な配慮を受けてきているが、教室の貸し出しには校長の事前の同意を条件としており、またその校長も、たとえば教室の中が乱されるのはいやだという教師や騒音がうるさいといっている付近の住民の声を無視してまでは同意してくれない。保護者会などから機会あるごとに秩序正しい送迎を皆様に呼びかけ、また、廃品回収やバザー、古本市などの純益から寄付を通じ、学校や地域住民に謝意の一端を示してきたのも、そうした事に対する配慮からである。我々は施設を借りる特典はあっても、特権を持っているわけではないという自覚と節度ある行動が必要である。

B. 校舎使用上の約束

1) 教室内外の使用心得

- ア. 建物内（教室・通路）では走る、ボール遊び等をしないこと。
- イ. 教室や通路等に備え付けてある物品（借用校の教師・児童・生徒の物品、学校の掲示物）には手を触れないこと。
- ウ. 教室内では絶対に飲食しないこと。
- エ. ヤード、教室、通路を汚さないこと。
- オ. 学校建物（窓ガラス等）、器材を破損した場合は必ず担任・主幹に報告すること。
- カ. 登校後は、先生の許可なく校外には出ないこと。
- キ. 授業後の教室の清掃、整美、整頓に努めること。
- ク. 忘れ物には十分注意すること。



ケ. その他（その都度、学校、学級、保護者会からお願いすること）

2) 昼食に関する注意

- ア. 必ず決められた場所ですること。
- イ. 昼食後の後片付けをしっかりとすること。
- ウ. ジュースなどの飲み物をそのまま捨てないこと。

3) 各校配布されている生活のきまりを熟読し厳守すること。

C. 保護者へのお願い

1) 記名

幼児・児童・生徒の持ち物には必ず、学年、氏名をつけてください。

2) 欠席・遅刻・早退の連絡

- ・ 欠席等の連絡は補習校ポータルから提出いただきます。以下の手順をご確認ください。
【欠席届の提出方法】
<https://sfjsorg.freshdesk.com/a/solutions/articles/62000223459>
- ・ ご質問等、お問い合わせは、<http://go.sfjs.org/newticket> よりお願いします。

※ 学校には安全管理上、現地警察への通報義務があるため、「届け」なしで遅刻・欠席をすると、保護者の管理責任が問われることとなります。事前に必ず届け出るか、緊急時には連絡をするようにしてください。

3) 学校に持参してはいけない物

学校の学習に関係ない物（カメラ、ゲーム機、化粧品類、漫画等）、危険な物（銃、刃物、出火の恐れのある物及びその類似品等）は持参させないでください。危険な物を持参した場合は、停学・退学処分の対象となることがあります。



4) 幼児・児童・生徒の送迎

特殊事情下にある本校の円満な運営を持続させるための一助として、学校付近の住民を必要以上に刺激することを避けるため、次の事項については厳守してください。

- ア. 住宅側に駐車する時は、ドライブウェイを塞がないよう、モラルを持って駐車してください。
- イ. 運転手が乗っている場合も含め、二重駐車は厳禁です。
- ウ. 子どもを呼ぶために警笛を鳴らさないでください。
- エ. 道路中央での U-Turn は禁止です。
- オ. 始業時間直前に登校することは事故のもとにもなるので余裕を持って登校してください。
- カ. 下校時のピックアップが遅れると、借校舎のため、校舎の外で待つことになり、電話での連絡もとれません。時間厳守をお願いします。やむを得ぬ事情の場合は、幼稚部は 12 時 50 分まで、小学部は 1 時 10 分まで、中高部は 2 時 30 分までに各校へ連絡をしてください。
- キ. 幼小部サンフランシスコ校
 - 8:50 までに登校し、全校朝会の列に並んでいてください。
 - 幼稚部は 13:30、小 1 - 小 2 は 13:40、小 3 - 小 6 は 14:35 に下校です。ヤードに迎えにきてください。
- ク. 幼小部サンノゼ校
 - 幼稚部は、8:50 - 9:00 の間に教室まで連れて行き、担任に引き渡してください。
 - 小学部は、8:50 までに登校してください。
 - 幼稚部は 13:30、小 1 - 小 2 は 13:40、小 3 - 小 6 は 14:35 に下校です。教室前に迎えにきてください。
- ケ. 中学部
 - 8:40 までに登校し、朝会の場所または教室の前で待機させてください。
- コ. 高等部
 - 8:40 までに登校し、朝会の場所または教室の前で待機させてください。
 - 生徒自身の運転による自動車通学は禁止されています。
 - サンノゼ校のみ、徒歩・自転車・乗り合いバスによる通学も可能です（要許可）。



5) 駐車場当番

幼児・児童・生徒の送迎が円滑に行われているかどうか監督・指示を行う。

6) ランチ・ヤード当番（幼小部サンノゼ校）

昼食・昼休み時間に、ヤードにおける児童の安全確保のため、監視・監督を補助する。

ア. 当番予定表は保護者会役員から渡しますので、できるだけその日に当番をお願いいたします。もし、都合の悪い場合は必ず代替わりの人を見つけ、その旨を学年委員にあらかじめ伝えてください。

イ. 時間は午前 11 時 50 分から午後 12 時 35 分までです。

■ ランチ・ヤード当番の内容

- 当番の方は、校庭に出てください。
- 事故が起きた場合は必ず先生方に連絡を取り、相談の上適切な処理をとってください。
- 雨の日は先生に聞いてください。
- 昼食時間終わりのベルがなったら、子どもたちの忘れ物がないか点検してください。

7) 図書当番（幼小部サンノゼ校）

学校図書の貸し出し・返却等の作業を行う。



義務及び違反行為について

幼児・児童・生徒の義務及び違反行為について（ガイドライン）

1 趣 旨

本補習校では、借用校において本校幼児・児童・生徒として相応しい自覚ある態度で、また安全で楽しい学校生活を送るために必要な約束事項を「生活のきまり（学校生活の約束）」（幼小部・中高部）、「学習のきまり」（小学部・中高部）に掲げ、幼児・児童・生徒並びに保護者にお知らせし、誓約書をもってその遵守を義務付けるようにしております。

本校では、時として幼児・児童・生徒の違反行為や問題行動が発生することがあり、それらの行為について厳正かつ適切に指導及び措置（処分）を行うことにしております。

本ガイドラインは、本校の幼児・児童・生徒であることの自覚を促すとともに、今後の指導及び措置を適正に行ううえでの指針とするものですので、ご理解ご了承くださいますようお願いいたします。

2 内 容

(1) 服装について

- ア. 幼児・児童・生徒は、清潔で安全性があり、本校の教育方針に即した服装をする。
 - イ. 着用衣類や持ち物については、攻撃的なメッセージや言葉あるいはギャングの象徴となるような言葉が入っている衣類を着用したり、所持したりしてはならない。
 - ウ. みだりに肌が露出するような衣類を着用しない。
 - エ. 運動会や学校行事には、その目的に即した服装で参加する。
 - オ. 上記以外の不適當と思われるものについては、その都度、本ガイドラインの趣旨に照らして判断し、指示する。
- ◎ 上記の規則に違反した場合は、その程度や違反回数により、本人への直接指導、保護者との話し合いを行う。状況によっては停学処分を行う場合がある。



(2) 欠席・遅刻・早退について

生活のきまり（学校生活の約束）に従い、必要な手続きを行う。

- ◎ 無断で欠席・遅刻・早退をした場合は、その程度や回数により、本人への直接指導、保護者との話し合いを行う。状況によっては停学処分を行う場合がある。

(3) 言葉及び行為等に関するもの

校長又は理事長は、以下の事項の問題行動や違反行為があった場合、当該幼児・児童・生徒に対するその行為の確認と保護者との話し合いを経て、その程度や回数を考慮し、措置・処分を行う。その際、アメリカ合衆国、カリフォルニア州の法律、当該教育局及び借用校で定められた規則並びに本校の「生活のきまり（学校生活の約束）」等に照らして行うものとする

なお、下記の措置処分は、重大な場合を除き、回数・程度によって段階的なものとして行うものである。

- ア. 他の幼児・児童・生徒、教職員や学校の校内にいる全ての人に対する暴力行為、傷害行為
- 措置処分：厳重注意、保護者との話し合い、謝罪、補償、停学、退学
 - 警察への通報（自己防衛についてはこの限りでない）
- イ. ナイフ、爆発物、ガン、モデル銃、模擬刀や他の危険な物品の所持、売買、提供またはその使用
- 措置処分：停学、退学、警察への通報（許可があった場合はこの限りでない）。
- ウ. アルコール、カリフォルニア州の法律に違反する薬物等の所持、使用、提供及び売買
- Chapter 2(commencing with Section 11053) of Division 10 of the California Health and Safety Code による
 - 措置処分：停学、退学、警察への通報
- エ. 放 火
- 措置処分：停学、退学、警察への通報
- オ. ゆすり・恐喝・強奪・盗み
- 措置処分：謝罪、補償、保護者との話し合い、停学、退学、警察への通報
- カ. タバコまたはニコチンを含有する物品の所持、提供または使用
- 措置処分：厳重注意、保護者との話し合い、停学、退学、警察への通報



キ. 個人または学校の物品・器物の破損、窃盗

- 措置処分：謝罪・補償、保護者との話し合い、停学または退学、借用校への連絡
(不可抗力の場合はこの限りでない)

ク. いじめ・脅し・嫌がらせなどの行為

- 校内のあらゆる個人またはグループに対し、性別、容姿、年齢、出生、特徴等について侮辱したり、いじめ、無視、仲間はずし、脅し、嫌がらせ等を行ったりしてはならない。
- California Education Code Section 212.5、33032.5 他による。
- 措置処分：厳重注意・保護者との話し合い、謝罪・補償、停学、退学

ケ. 授業や諸活動の妨害、学校職員の正当な命令に従わないこと。

- 措置処分：厳重注意・保護者との話し合い、別室指導、停学、退学

コ. 過度のいたづら（行き過ぎたいたづら）

- (ア) 措置処分：厳重注意・保護者との話し合い、謝罪・補償、停学、退学

サ. その他の問題行動や違反行為について

- (ア) 上記の事項の他「生活のきまり（学校生活の約束）」や「学校便覧」等に定められた事項が守れない行為があった場合は、その内容や程度を考慮し適切な措置及び処分を行うものとする。

3 きまりに違反した者の指導及び処分対象となった者の措置指導について

- (1) 本校の「生活のきまり（学校生活の約束）」に違反した幼児・児童・生徒には、担任及び他の関係教師が指導（事後処理及び反省、今後の方向等）する。また、保護者に連絡し、その内容を伝え、理解・協力を得る。
- (2) 違反が度重なる幼児・児童・生徒には、次のいずれかの方法で指導する。
 - ア. 保護者を学校または事務所に呼び、当該事項について面談し指導の方向を決定する（必要に応じて当該幼児・児童・生徒とともに面談する）。
 - イ. 校長（教頭）等は、保護者と面談し、懲戒（厳重注意、停学、退学等）を含め、違反行為・問題行動の内容に応じて措置指導を行う。
- (3) 重大な違反行為・問題行動を起こした幼児・児童・生徒、または再三注意を受けてもきまりが守れない幼児・児童・生徒には、上記のガイドラインに照らし、保護者との面談のうえ措置・処分の決定を行うものとする。



- (4) アメリカ合衆国・カリフォルニア州の法律等に違反した重大な違反行為については、学校担当警察に通報し、しかるべき措置をとるものとする。

※ 平成 11(1999)年 4 月 3 日 施行。
平成 19(2007)年 12 月 6 日 改訂。
令和 4(2022)年 1 月 16 日 改訂



義務及び違反行為について付則

「幼児・児童・生徒の義務及び違反行為について（ガイドライン）」付則（停学・退学）

I 停 学

1. 目 的

本付則 I 停学は、「幼児・児童・生徒の義務及び違反行為について（ガイドライン）」の中にある幼児・児童・生徒の懲戒（停学）について、その手続き等を定めるものとする。

2. 権 限

幼児・児童・生徒、講師あるいは学校職員の事情聴取の後、学校長は理事会と協議の上、当該幼児・児童・生徒に対し停学の措置を取ることができる。学校長は、一つの行為につき最高で連続 4 授業日まで（1年間合計 8 授業日まで）幼児・児童・生徒に停学を命じることができる。

3. 手続き

かかる幼児・児童・生徒、講師あるいは学校職員の事情聴取がなされる。この結果を受け、内容を保護者に知らせ面談を持つ。学校長は、学校長を含む職員と幼児・児童・生徒、保護者との面談をおこない、幼児・児童・生徒に処分の理由となった行為について知らせる。この場で、幼児・児童・生徒には反論する機会が与えられなければならない。また、以下の内容を幼児・児童・生徒に知らせる。

- 幼児・児童・生徒が学校への登校を許される日（停学期間）
- 幼児・児童・生徒と保護者が停学について、意義を申し立てる権利
- 停学について話をするために、5 日以内に保護者と学校が面談することの要請

かかる事態は、幼児・児童・生徒が本校に在学中のみ記録され、卒業とともにその記録は廃棄される。



例外的に緊急事態であると判断された場合にかぎり、幼児・児童・生徒は事情聴取なくして停学を命じられることがある。緊急事態とは、学校長が、他の幼児・児童・生徒や学校教職員の人命、安全または健康に明らかに差し迫った危険があると判断した場合をいう。この場合には、幼児・児童・生徒とその保護者に、このことについての面談を受ける権利があること、またそのために学校に登校する権利があることを通知しなければならない。面談は、幼児・児童・生徒がかかる権利を放棄しないかぎり、あるいは物理的に出席が不可能な場合を除き、4日以内に開催される。また幼児・児童・生徒が物理的に学校に登校することが可能となった時点から速やかに開催されなければならない。

幼児・児童・生徒の意見を聞き、証拠を検討した結果、学校長が停学には値しないと判断した場合、幼児・児童・生徒は通常のクラスに復帰できる。

自分のクラスの幼児・児童・生徒が停学となった講師は、かかる幼児・児童・生徒が停学の期間中宿題やテストを課することができる。あるいは、保護者は、停学期間中、講師に対し宿題やテストを課すよう要求できる。

4. 異議申し立て

面談時、幼児・児童・生徒と保護者は、異議申し立てをする権利とその手続きについて説明を受ける。すべての異議申し立ては、理事長が指名する3名のものからなる停学異議申し立て委員会（以下「委員会」という）によって取り扱われる。

異議申し立ての手続きを開始するためには、停学を通知された日から5日以内に幼児・児童・生徒または保護者が事務局を通して異議申し立ての意志を理事会に伝えなければならない。このことを受け、理事会は異議申し立て委員会を設立する。また、緊急事態による停学の場合を除き、異議申し立て委員会の決定が出るまで停学の処分を留保する。

委員会は、異議申し立てのための指定書式（様式I）を幼児・児童・生徒または保護者に送付する。



委員会は、指定書式に記入された情報から、学校長が適切に停学を決定したかを判断する。委員会は、停学は間違っていたり不適切であったと家族が感じる理由を考慮し、情報を確認するために家族や教職員とコンタクトしてもよい。

委員会は、提出されたあるいは要求された情報に基づき、以下のいずれかの決定を行う。

- 停学の決定を支持する。
- 停学の決定を支持するが、幼児・児童・生徒に他の懲戒問題がなかった場合は、学期が終了した時点で停学処分の記録を抹消する。
- 停学はガイドラインにしたがっていなかったとし、停学を取り消し、かかる処分についての書類等を抹消する。

委員会は、決定の写しを決定後 5 日以内に幼児・児童・生徒と保護者に発送する。また、学校長にも発送する。

自分のクラスの幼児・児童・生徒が停学となった講師は、かかる幼児・児童・生徒が停学の期間中宿題やテストを課することができる。あるいは、保護者は、停学期間中、講師に対し宿題やテストを課すよう要求できる。

II 退 学

1. 目 的

本付則 II 退学は、「幼児・児童・生徒の義務及び違反行為について（ガイドライン）」の中にある幼児・児童・生徒の懲戒（退学）について、その手続き等を定めるものとする。

2. 権 限

幼児・児童・生徒、講師あるいは学校職員の事情聴取の後、学校長は理事会に報告をする。理事会は、協議の上、理事会の責任において当該幼児・児童・生徒に対し以下の措置を取ることができる。

- 退学の決定をする。
- 退学はそぐわないとして学校長に差し戻す。



3. 手 続 き

かかる幼児・児童・生徒、講師あるいは学校職員の事情聴取がなされる。この結果を受け、内容を保護者に知らせ面談を持つ。理事会の結果を受け、学校長は、学校長を含む職員と幼児・児童・生徒、保護者との面談をおこない、幼児・児童・生徒に処分の理由となった行為について知らせる。この場で、幼児・児童・生徒には反論する機会が与えられなければならない。また、以下の内容を幼児・児童・生徒に知らせる。

- 幼児・児童・生徒と保護者が退学について、意義を申し立てる権利
- 退学について話をするために、5日以内に保護者と学校が面談することの要請

かかる事態は、幼児・児童・生徒の当該学年が在学中のみ記録され、卒業とともにその記録は廃棄される。

理事会の決定がなされるまでの間、例外的に緊急事態があると判断された場合にかぎり、幼児・児童・生徒は事情聴取なくして退学を命じられることがある。緊急事態とは、学校長が、他の幼児・児童・生徒や学校教職員の人命、安全または健康に明らかに差し迫った危険があると判断した場合をいう。この場合には、幼児・児童・生徒とその保護者は、このことについての面談を受ける権利があること、またそのために学校に登校する権利があることを通知されなければならない。面談は、幼児・児童・生徒がかかる権利を放棄しないかぎり、あるいは物理的に出席が不可能な場合を除き、4日以内に開催される。また幼児・児童・生徒が物理的に学校に登校することが可能となった時点から速やかに開催されなければならない。

幼児・児童・生徒の意見を聞き、証拠を検討した結果、学校長が退学には値しないと判断した場合、幼児・児童・生徒は、理事会の決定が出るまで、通常のクラスに復帰できる。



4. 異議申し立て

面談時、幼児・児童・生徒と保護者は、異議申し立てをする権利とその手続きについて説明を受ける。すべての異議申し立ては、理事長が指名する3名のものからなる退学異議申し立て委員会（以下「委員会」という）によって取り扱われる。

異議申し立ての手続きを開始するためには、退学を通知された日から5日以内に幼児・児童・生徒または保護者が事務局を通して異議申し立ての意志を理事会に伝えなければならない。このことを受け、理事会は異議申し立て委員会を設立する。

委員会は、異議申し立てのための指定書式（様式I）を幼児・児童・生徒または保護者に送付する。

委員会は、指定書式に記入された情報から、理事会が適切に退学を決定したかを判断する。委員会は、退学は間違っていたり不適切であったと家族が感じる理由を考慮し、情報を確認するために家族や教職員とコンタクトしてもよい。

委員会は、提出されたあるいは要求された情報に基づき、以下のいずれかの決定を行う。

- 退学の決定を支持する。
- 退学の決定はそぐわないとして理事会に差し戻す。
- 退学はガイドラインにしたがっていなかったとし、退学を取り消し、かかる処分についての書類等を抹消する。

委員会は、決定の写しを決定後5日以内に幼児・児童・生徒と保護者に発送する。また、学校長にも発送する。

* 本付則は、平成19年12月6日より施行する。



書 式

様式 I

令和 年 月 日

サンフランシスコ日本語補習校

異議申し立て委員会様

幼児・児童・生徒懲戒（停学・退学）に対するの異議申し立て

幼児・児童・生徒氏名 (漢字) _____

(英語) _____

署 名

保護者氏名 (漢字) _____

(英語) _____

署 名

令和 年 月 日付けで通知されました懲戒（ ）について、以下の理由にて異議申し立てを致しますので、よろしくご審議下さい。

記

- 1 幼児・児童・生徒名
- 2 異議申し立ての理由

以 上

* 異議申し立てについては、停学（退学）を通知された日から 5 日以内に届くように事務局へ提出してください。